

農民の賃労働者化と農民教育の課題（その2）

神 田 嘉 延

Conversion of Peasants into Proletariats and the Problem of Peasants Education (Part 2)

Yosinobu KANDA

目 次

序 章

第一節 農民の貧困化と生活学習

第二節 農民の賃労働者化と農村住民自治の形成

第一章 農民の賃労働者化と安全衛生教育 ——出稼ぎにおける人身事故問題を中心にして——

第一節 出稼ぎの人身事故の原因別類型

第二節 出稼ぎの不安定就労性と人身事故

第三節 健康障害者、高齢者の出稼ぎと人身事故

第四節 安全衛生教育体系と出稼ぎ

（以上第30巻）

第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育

第一節 農民家族と家父長制

第二節 主婦農業化と婦人の役割

第三節 農村誘致工業と農家主婦労働者

第四節 過疎化における農家の生活形態と婦人の役割

——鹿児島県川辺郡笠沙町の事例を中心に——

（以上本巻）

第二章 農民の賃労働者化と農村婦人教育

第一節 農民家族と家父長制

(1) 戦前の農民家族の性格

戦前における農村婦人問題は、家父長的家族制度と深く結びついて顕在しなかった。

丸岡秀子氏は、農村において、婦人問題の側面を明確にしはじめたのは、昭和30年ごろを境としてであるということを次のようにのべている。

「これまで婦人は、その生活に埋没したままである限り、“問題対象”にはならなかった。

それが婦人問題となるためには、婦人たちの意識が“人間的要求”としての“権利意識”に結び

つき、それが社会的評価の場に登場したときはじまる。……過酷な労働に従事しながら、また家制度の深層に沈んで、その矛盾を一身にひきうけながら、その労働は評価されず、差別と忍従と沈黙のなかに存在するまま、問題提起のための組織的行動は不発だった。

たまたま、忍従の限界が、人間の性根本につきあったとき、“悲話”“哀話”として、それは散発するものでしかなかった。」注（1）

この問題指摘は、婦人解放運動の実践的観点から農村婦人問題を位置づけていることであり、近代的市民人格の確立としての権利意識との関係で問題の提起を行なっている。

いうまでもなく、戦前における家父長的家族制度は、絶対主義的天皇制と結びつき、その問題は、個々の家族内の人間関係では処理できない。

ところで、日本資本主義の特殊な発展構造は、半封建的諸関係を利用しながら強蓄積と体制的維持を支えてきた。

ここに天皇制の物質的基礎の根幹があるが、一方、その社会的基礎として、農民の家父長的家族制度の存在があったのである。

「小規模生産は、まず、直接的に半封建的搾取関係の基礎を構成するものとして考察されるよりも、むしろ、家長的社会とその諸関係に適應する社会状態を構成するものとして考察せられるものであって、日本資本主義が、全然、中世的な社会を土台として開展する瞬間に基いて発生し、しかも資本主義発展の基本的矛盾によって、ながく保存せしめられねばならなかった農業・工業における小規模生産が、かかる社会的諸関係を構成するものとして、天皇制政府の社会的基礎を形成したのである」注（2）

日本の農民家族の家父長制は、アジア的形態をもつ家父長制であり、個々の農民生活内のみにおける問題でない。玉城 肇氏は、この問題について明確に展開している。

「アジア的形態においては、下級の家父長は土地の真の所有者でもないし、また剰余生産物の取得者でもなくて、最高の家父長（専制的支配者）のみが、唯一の所有者であり、剰余生産物の取得者であるということを基礎として、真実のかつ唯一の家父長は、専制的支配者のみであって、下級のもろもろの家父長はそれへの従属者たるにすぎない。

彼らは現実の小集団における統率者としては家父長としての権力と地位とをもっているが、上級の家父長に対しては、他の家族員と同じ従属者である。

この意味で、彼もまた家族員と同様におかれているのである。……

世襲的に土地を利用し占有する権利を与えられている農民も、アジア的封建社会においては個々の自立経営的な農民ではなくて、十分に独立性を獲得しえない集団としての農民（共同体の成員としての農民）であったのである。」注（3）

玉城 肇氏の指摘するアジア的形態の家父長は、戦前の日本の資本主義の特殊構造の中で、半封建的諸関係として編成されたのである。

資本主義の形成は、農民を収奪して、自由な賃労働者の創出を必要とすることは、いうまでもな

いことだが、日本の特殊性は、土地から離さず、小作貧農の家計補充的な出稼ぎ労働力を狩り出したのである。

玉城氏は、「日本資本主義のもとに存在する家族集団内の人と人との関係を分析・究明する場合にも、残存せる封建的要素と共同体要素とがあり、それがからみあっているし、さらには新たに浸透した資本主義要素をも加えて、三つの要素が、互に補充し合い、依存し合い同時に矛盾し合いながら存在していることになる」注(4)とのべている。

アジア的形態の「共同体」は、絶体主義的天皇制の統治機構として再編強化され、半封建的地主制は、下位の「共同体」の統率者として振るまったのである。そこでは、農民の全生活過程をそっくり、半封建的隷属関係として動員したのである。

家父長制家族を利用したの支配は、制度的に、明治31年の民法の成立からであった。

そこでの家父長的イデオロギー構造は、天皇制支配の精神的支柱の1つとなった。

有地 亨氏は、家族国家体制を作りあげるうえで、かつての武士階級の儒教的な「家」の精神的動員をあげている。そして、そのイデオロギー浸透の力として、民間信仰、祖先崇拜の慣習、教育制度をあげている。

「明治政府はすでに明治20年代に帝国憲法発布、教育勅語渙発、徴兵令施行などで、その国家体制の枠組みをほぼ完成し、この枠組みのもとで新たに形成された官僚・商工業者・労働者・農民などの諸階層を単一体に統合し、強力な国家的統一を目指して、天皇をヒエラルヒーの頂点とする家族国家体制を着々と準備していった。

この場合に、家族国家体制の基礎単位として措定されたのは、かつての武士階級の儒教的な「家」であった……。

明治民法によって構築された家族国家理念について、それを内面化するとともに、民衆の間に儒教的家族主義を浸透せしめるのに力があつたのは明治民法ではなくて、天皇制またそれと結びつけられ、民間信仰と融合していた祖先崇拜の慣習、教育制度の三つの制度であったと考えられる。」注(5)

天皇制のイデオロギー支配として、武士階級の「家」の利用は、大きな役割を果たしたが、それは、日本資本主義の形成とともに、すべての実態的な家族制度ではなかった。

川島武宜氏は、戦前の日本の家族制度を次のように二つに類型している。

「民法に規定されているような家族制度は、武士階級の家族制度の一部分であり、しかも武士階級の家族制度はわが国の家族制度の一部分にすぎないのである。また注意しなければならぬのは、わが国に支配的な「家族制度」の教えは封建的支配階級のそれ、すなわち儒教的家族制度論であり、……

しかし、直接生産者たる農民や漁民やまた都市の小市民の家族制度は、これとはことなる別の形態をもっている。……

この二つの類型は、相互にかなりその原理をことにしながらも、民主主義的な、すなわち「近

代的」な原理（特に家族原理）に対立せしめられたときには、いずれも「前近代的」なものとして一つの共通な姿においてあらわれるのであり、……。」注（6）

明治民法の規定した家族制度は、戸主権、夫権、親権を中心として家長の絶対的権威が存在していたのであったが、この家族規範は、武士階級的家族制度＝儒教的家族制度であったことは、川島武宜氏の指摘するところであった。

それでは、民衆の家族、とくに、農民の家族制度はどうであったのか。

この点について川島氏は、「すべての家族員が、女はもとより子供も老人も、それぞれの能力に応じて家の生産的労働を分担する。

全く労働能力のないもの以外は、だれも家長の財産に全的に寄生しない。

またそのようなことは経済的に許されない。だから、そこには、儒教的家族におけるような型での家長権、その権威は存しないのである。ここでは絶対的な権威と恭順ではなく、もっと協同的な雰囲気支配する。各人が固有の生産的労働を分担することに対応して、各人は家族中で固有の地位をもち、したがって戸主権とともに、父権、夫権、主婦権等々が分化して成りたっている。

人が人を支配するというあの儒教的な上下関係のかわりに、ここには、たがいにむつみあうところの横の共同関係が存在する。……

しかし、この家族制度もまた近代的＝民主的とはいわれぬのである。ではそれは、どのような理由によってであるのか。

まず第一に、ここでも家族の「秩序」は一つの権威である。

…親分子分関係は、この二つの類型の家族関係のいずれかかあるいはいずれもの混合たる構造をもっている。」注（7）

川島氏は、農民家族において儒教的な家長の存在は否定しているが、権威への従順、親分子分関係の前近代性を問題にしている。

そして、その非民主的な家族形態の揚棄の展望として、「農民の封建的停滞的な生産様式を廃絶することであり、要するに、土地制度の根本的な近代化、および近代的な生産関係の建設こそは、問題解決の基礎条件である。」注（8）と述べている。

江守五夫氏は、川島氏の農民家族における権力分化論を批判している。

「そもそも労働集約点的な農業のもとでは家族労働の組織者＝監督者がとくに必要とされることはいうまでもなく、そしてこの家族労働の統率は、家族労働で一般に中心的な役割を荷い、かつ永年にわたって蓄積した経験とカンを有する家長によって執られたのであり、まさにそれゆえに家長は強力な権力を保持せねばならなかったのである。

まして財政的につねに緊迫せる状況に追いこまれていた一般の農民家族では、この家族労働の統率者としての家長の権力が家族員の勝手な行動を厳に抑圧すべくいやがうえにも強大なものたらねばならなかったことはいうまでもないのである。」注（9）

農民家族の家父長制の物質的根拠を家族労働の統率者の役割に江守氏は求めている。

家族という小集団においても労働を統率し、経営を維持管理する中心者は不可欠であるが、しかし、そのことは、ストレートに家父長と結びつかない。

むしろ、もっとも重要なことは、家族労働を統率することがいかにして、家父長制と結びつくかである。

江守氏は、さらに、農民家族における家父長制をもっともよく表わしているものとして人身売買の習俗をあげている。

この習俗は、明治以降の資本制のもとでの年季奉公制にうけつげられたと指摘している。

農民家族における個々の家族員は、重要な労働力であり、余剰労働力との関係によつての「人身売員」でないかぎり、農業経営に大きな障害をもつことはいうまでもない。「人身売買」ということが果して習俗として存在したかどうか疑問であるが、その実態も歴史的に異なっているのではないか。

東北等での農村の大家族では、住込の奉公人制があり、奉公人分家などの絶大な隷属性のもつ慣行が存在したが、都市への年季奉公制は、もともと封建的なギルドの職人の訓練養成として存在したのである。

しかし、戦前の日本資本主義の特殊な蓄積構造が、農村における小作貧農の困窮と対応して、その労働力を年季奉公の形態を残しながら積極的に利用したのである。

いうまでもなく、年季奉公とは一切の生活が資本によってかこわれることであり、労働過程だけの資本の従属でない。

小作貧農にとって、子女を年季に出すことは、口べらしとしての役割があり、更に、前借金として一時的に金銭が入ることによって、家計維持・土地取上げ防止の意味をもったのである。

戦前における「人身売買」は、農村の困窮であり、家父長制そのものの構造が第一義的ではない。しかし、困窮状況が理由とはいえ、家長が、なにゆえに子女を「人身売買」できるのかを解明しなければならない。

戦前の農村での「人身売買」の問題を江守氏は、家父長制的奴隷制と次のように規定している。

「……家父長制的な人身支配は、単に人身売買のみならず、それと密接不可分に結びついて古くから行われてきた身売的年季奉公契約にも当然あらわれているのであり、……。前借金はもとよりとして、その賃金も農家の家長に支払われたし、雇傭契約自体も家長と工場主との間で結ばれたのである。それはまさしく家長の所有する（奴隷的な）労働の貸借 (locatio conduction operarum) にほかならず、その意味で家父長制的奴隷制の実質をおびていたのである。」注 (10)

農民家族の家父長制の根拠は、江守氏のように、子女の「人身売買」の存在によって直接的に説明されるものでない。

また、戦前における小作貧農の子女の前借的年季奉公制の存在は、農民家族の家父長制的奴隷制という概念にも納得できない。

家父長制的奴隷制は、古代家族の概念であり、戦前の農民家族内の家父長とその子女を奴隷的生

産関係に置き替えて説明することは時代錯誤も著しい。

戦前の前借的年季奉公制は、封建的なギルド的労働組織を特殊日本的な資本主義的低賃金構造が利用したために存在したのである。

封建的なギルド組織は、技術を独占的に確保するためのものであり、その技術の養成は、徒弟制で行なわれたことはいうまでもない。

徒弟制は、親方や棟梁の家に住み込み、そこでは、家族の一員として全生活をゆだねながら技術を習得したのである。

技術の独占的確保は当然ながら技術の秘密が要求され、徒弟は、自由に暇取りも許されなかった。そこでは、ギルドによる技術の世襲制が行なわれていたのである。

これらの封建的ギルド労働慣行が、資本主義的に編成されたことが、戦前の子女の「人身売買」を作り出した根拠である。

奉公に出すという封建的職人養成の慣行が「人身売買」に転化したのである。

ところで、「人身売買」へ子女を出す小作貧農の家父長は、子供の人権への確立を客観的に要求した。

大正末期より昭和初期の農村の慢性的不況の中での小作貧農の子女の「人身売買」の頻繁化等は、児童虐待防止法（1933年）を制定させる社会的背景となった。

この法律によって、親権の乱用の禁止、親権喪失の制裁等の家父長的親権の絶対性が、社会的に問題にされうる条件を作ったのである。

しかし、この法律の実施状況は、きわめて不十分であった。

「1937年（昭和12年）の資料によると、法第2条（親権の乱用その他の禁止）によって保護処分をうけた児童数は男190、女142、計332人、第7条（禁止・制限行為）に対する違反件数452件、このうち起訴されたもの5件にすぎなかった。おそらく、このような数字をみるまでもなく、児童虐待防止法は単なる対症法にすぎず、それによる処分は焼石に水であったというべきであろう。」注（11）

戦前民法規定の親権の絶対性の中で、子供の権利を問題にせざるをえなかったことは、ほとんど内実化しなかったとはいえ、家父長制の矛盾を社会的に、露呈させることで大きな意味があった。

前借的年季奉公等にみられた「人身売買」は、マルクスが資本論の「機械と大工業」の中で児童労働と家族制度についてのべたことと、本質は同じである。

「大工業は古い家族制度とそれに対応する家族労働との経済的基礎とともに古い家族関係のものも崩壊させるということ、いやおうなしに認めさせた。

子供の権利が宣言されざるをえなくなった。……

親の権力の乱用が資本による未熟な労働力の直接間接の搾取をつくりだしたのではなく、むしろ逆に、資本主義的搾取様式が親の権力を、それに対応する経済的基礎を廃棄することによって、一つの乱用にしてきたのである。」注（12）

強大な家父長制の存在が戦前の農民家族にあったという根拠に小作貧農の「人身売買」を求める江守氏の議論は、戦前の絶対主義的、半封建的資本主義構造とそれらの関係を欠落させていることにある。

とくに、前借的年季奉公は、戦前の特殊な資本蓄積構造と関係づけなければならない。

そして、そこでは、家父長の構造それ自体の揚棄を準備したのであり、決して強大な家父長の力でない。

(2) 農民家族の家父長制の物質的基盤

それでは、戦前の農民家族の前近代制は、川島氏の指摘する協同体的な雰囲気による権力の分化であったのか。

この問題を考えるうえで、農民家族の家父長制の物質的根拠を必要とする。

福武 直氏は、農村家族の家長権の強さの基盤を次のように述べている。

「このように直系の連続性を重視する「家」は、日本の伝統的家族制度の中心的観念であり、日本における封建性の性格とからみあう特質をもつが、近代以降の日本では、とくに農村家族において尊重されたといつてよいであろう。……

……この家長権の強さは、個人財産としてではなく家産として観念される家の財産を管理し、祖先祭祀の中心となり、家の成員を指揮しながら家業を經營するという家長の機能から生まれた。」

注 (13)

農民家族の家父長制にとって、最も根幹的であるのは、家産の問題であり、その中心は、土地所有である。

従って、直系家族の長子家督相続の形態でなく、家産観念が、相対的に低い末子相続、隠居別家等の地域においては、家父長の権威も低い。

高度経済成長以降、農業の後継不足問題などから、後継者への農業經營権の委譲は、若年化してきているが、しかし、家産の管理権は、以前として家長が握っている事例が多い。

「現在でも、多くの家長は、經營権をゆずり渡した後にも、家産管理権を保持している。

經營は後継者にゆだねても、いわゆる「しんしょう」はゆずらないわけである。」注 (14)

このことは、家長権の根幹に家産のあることを意味しており、經營権、労働統率権は、この家産との関係で問題になっていくことである。

つまり、農民家族制度の物質的基礎は、家族労働という形態でなく所有関係という生産関係の側面からみていかなければならない。

戦前の特殊な日本資本主義では、小農という生産形態が、家父長制の存続を維持させたのではなく、小農という生産形態を必要とした半封建的な諸関係に、その本質を求めなければならない。

農民の家父長制の構造の崩壊は、農業生産力の発展という側面からのみ崩壊していくのではなく、それには、農民の権利主体者、家から解放された個としての人格の独立という農村の民主化運動、

学習運動の媒介があるのである。

戦前において、農民の権利主体、家からの自立した個の人格の確立は、特殊日本的な半封建的資本主義構造、天皇制イデオロギーとの対抗の中で生まれてくるのである。

また、戦後においては、農民を収奪する独占との対抗の中で生まれてくるのである。

戦後の農地改革よっての半封建的諸関係の解体は、農民家族の家父長制の構造を打破していくうえで画期的であった。

しかし、不完全ながらも確立した農民的土地所有の形成は、家産意識を温存させた。

この家産意識の崩壊は、農民の賃労働兼業化によって、除々にではあるが、生まれている。ここでは、小農的土地所有に基盤をもつ家族的農業経営の崩壊の中での行きごとである。

つまり、家父長制の崩壊過程が農村の民主化としてストレートに結びついていくのではなく、農村の過疎化、老人化、出稼ぎ化、欠損家族化、労働災害、健康障害等々の農村の貧困化の中での進行である。

家父長制家族の崩壊が人間としての生活の破壊と結びついていく。

そこでは、人間的生活を必死に維持しようとする農民の家産の根強い執着性と結びついていく。

農民の貧困化は、いうまでもなく、農民の賃労働化をともなっていく。

積極的労働力政策、総合農政は農民の全階層にまで賃労働兼業化がおよんだ。

そして新たに、低生産性、低価格の土地条件のもとでは、挙家離農を大幅に生みださずにはいかなかった。

ところで、1955年前後からの経済成長による兼業農家の進行が、農村の家父長制を弱めた。

このことを福武直氏は、次のように、のべている。

「……兼業農家についてもふれると、息子が他産業に通勤しているばあい、家長はいうまでもなく、その労働を指揮監督する立場にないだけでなく、その農外就業のもたらす所得を家長の財布に全部投入させることはできない。

さらに家長自ら兼業するばあい、彼の家長としての地位は、農民としての側面からみると一層低下する。

それに比例して、主婦農業として農業をつづけている主婦の地位は一般に上昇する。

このような兼業農家では、少なくとも家族員の稼ぎ高が明らかになり、それぞれが個人的に財布をもつことになるから、家長の財布から必要に応じて小遣をもらうということはなくなる。このことが家長の権威を低めることはいうまでもないであろう。」注（15）

福武氏の分析による指摘は、1970年頃までの兼業化の進行であるけれども、総合農政以降の兼業化による農村の家父長制の低下も全く同じ現象である。

総合農政以降は、全階層的にその進行がおよんでいるという特徴と大型機械化一貫体系による労働の指揮監督が地域的に行なわれ、さらに請負耕作等で所有と経営の分離の進行の問題が全般的に現われていることである。

家父長の崩壊は、農民的家族の解体によって行なわれるのであり、農民的土地所有に基盤をもつ閉鎖的な農民意識の枠内では、家父長の克服はなく、社会化されていく農民の状態が必要であった。

高度経済成長以降の農民の社会化は、賃労働兼業化によって、広範に形成され、それは、家父長的農民意識の克服に大きな役割を果している。

戦後の家制度の民主化、農地改革は、農村の家父長の克服、農村婦人の地位向上にとって、出発点になったが、その推進は、農家婦人の権利主体の形成であり、農民の賃労働者化が、その物質的根拠として進行したのであり、農民的家族経営の発展の論理では、生みだされなかったのである。

その家族経営の枠内における家父長制の克服は、農民の貧困化ということを媒介にしているのである。

従って、梶井 功氏のように、農業従事者が三人以上から夫婦二人になったということでは、家父長制の克服を決して意味しない。

「三人以上の自家農業従事者を保有しての農業から夫婦二人の農業従事者による農業への推移は、家父長制的家族経営から近代的家族経営への推転をその内容として内含している うごきなのである。」注 (16)

さらに、梶井氏は、農業機械化の進展を「いえ」からの家族労働力の自立として積極的に評価している。

『『いえ』の生業に農業をさせる技術的基礎としての家族協業を、機械化体系の確立がくずした、ということである。これはきわめて大きな変化だとしていいであろう。』注 (17)

また、梶井氏は、体系的機械化がワンマン・ファーム化を作りだしていることを事例を紹介しながら分析している。

「T・Rの息子にとっては、父がいとなんでいる農業は、もはや「いえ」の農業としてあるのではなく、まさに父の仕事としての農業でしかないものであり、自らは自らの道として他の仕事を選択しているのである。事例5の息子は、父と同じ家に住んでハウスをしているが、父の稲作とは無縁なのである。

「いえ」の生業からは自由になっている点に、注目する必要がある。「いえ」の労働力としての存在から、労働力主体としての若い息子たちは自立しつつあるのであり、あとつぎと目される労働力すらがそうなのであって、戦後の民主教育が育てた個としての自立をそこにみるべきであろう。労働力市場の展開がその自立化を可能にする客観的条件となることはいうまでもない。」注 (18)

梶井氏の分析した T・R の農家は、病氣療養中の父親の状況にもかかわらず、息子、娘は、住込みの勤めをやめなかったため、結局、父親は乳牛を手離し、稲作は全面休耕、母は工場通勤という事例である。

この農家は、水田 3 ha、乳牛 5 頭、41年田植機、43年自脱コンバイン導入と早くから機械化体系の稲作と乳牛の複合経営をしている。

この事例を梶井氏は、前記のごとく「いえ」の生業からの若い労働力の自立として積極的に評価しているが、ここでは、農家出身の若者の農業への将来の期待感をもたない中での問題であり、学校教育の進路指導での農業べっ視、都会志向の現われによるものが大きい。

70年代後半の石油危機以来の不況は、農家子弟のUターン者の傾向が著しいが、それは、若者の意識が、家の生業へ戻れば生計がなんとかやっていると見られることではないかということである。

つまり、不況になれば若年労働力は、農村へ還流する構造を70年代後半になっても存在しているということである。

とくに、若年者層のUターン層が著しい。

例えば、昭和52年度の鹿児島県のUターン総数の53.1%が24才以下となっている。とくに、女性の場合、24才以下は77.0%と比率がきわめて高い。

Uターンの農業青年で、今まで農業教育を受けてきたものは、少ない。

自立経営志向の農業後継者について、昭和51年度の全国農業会議の調査によれば、43.2%の農業青年が、農業以外の職業経験の「あり」を答えている。

そして、就農動機は、「長男（女）だから」44.2%、「家業の事情から」15.4%と「家の生業」から独立して、自からの主体的意識による自由選択によって就農していないことは明らかである。

その調査では、「農業が好きだから」20.0%、「農業が適しているから」13.3%にすぎない。

梶井氏の指摘する「あとつぎの農業就業も、労働力主体として、自主的な判断において選んだ農業従事という性格を今日ではもっている点」注（19）ではなく、多くは、小農的家族経営の中で選ばれた後継者の農業従事である。

自立経営志向の農家は、上層群に属するが、その層において、決して若年労働力の自立化は、支配的でないことは明らかである。

夫婦二人の農業従事に、近代的家族の創立を梶井氏は、あげているが、農家の上層群における後継者が前記のような状況では、農民層の上向的発展による近代的家族ではない。

また、夫婦二人の農業従事の状況においても、農家婦人の地位向上が明らかでない限り、家父長制の構造は揚棄したとはいえない。家父長制の中で最も矛盾をもっていたのは、農家婦人であるからである。

兼業化による主婦農業の進行は、農業の労働過程において婦人の役割を決定的にした。そこでは、農業経営・農業労働における男子労働力は、補助的なものに転化している。

しかし、そこにおいてさえも、農家婦人へ相続による名義の変更をする事例は少ない。

全国農業会議の行なった昭和48年度の「兼業農家における婦人専従者の意向調査」によれば、農地が、「自分の名義のものはない」が80.0%を占め、「全部自分の名義になっている」3.7%、「一部自分の名義になっている」7.1%にすぎない。

地価の高騰により、農地の所有名義の問題は、経営的な側面以上に資産的側面をより強めている。農家婦人の地位向上によって、相続の権利問題は、基本的な事項である。

農地相続にとっての一般的慣行は、あとつぎへの生前贈与が基本であったが、妻の贈与の現実は、多くは、問題になっていない。農民の貧困化の進行により、家のもっている老親扶養機能が低下しているとき、夫に先だたれた老婦人にとって、相続の権利の行使は、生活問題として重要性を帯びてくるのである。

第二節 主婦農業化と婦人の役割

兼業農家の増大とともに、男性の農業従事は、農外就労のあい間に行う傾向が増大し、農業労働において婦人の役割は益々増大している。

農家主婦の農業従事の形態は、表(2-1)に示すとおりに分類されるが、その性格もそれぞれの形態によって異なっている。

つまり、それらは、農民層の階層分化に対応してあらわれているからである。

夫や息子などの家の基幹労働力が主として農外就労しているために、実質的に農業経営を担当している農家婦人の実態調査を全国農業会議所は、昭和48年8月行なっているが、この「兼業農家における婦人農業専従者の意向に関する調査」によ

れば、対象農家の夫の職業の主なもの、「恒常的に会社・工場などにつとめている」64.0%となっており、農家からの通勤労働者の性格を強くしている。

一方、対象農家の婦人は、「農業以外の仕事はしていない」52.9%時々内職・人夫・日雇・パート」40.3%となっており、農業専従の傾向が強く現われている。

これらの農家は、夫は労働者的、妻は農民的ということで、労働の社会的性格を、それぞれ異にしている。

しかし、農地の名儀はもちろんのこと、経営の方針においても、夫の意志が強く反映している。表(2-2)に示すように、経営方針を「自分がきめる」としているのは、わずか10.0%にすぎず、「夫がきめる」11.8%、「親がきめる」4.1%と農家主婦の意志以外によって経営方針を決めるのが高い。

この傾向を地域にみれば、大都市近郊農業地帯の通勤兼業依存の強い地帯ほど、その傾向を強くしている。

このことは、都市化、労賃収入の依存度の増大とともに、意志決定の地位向上へ単純に結びついていないことを示している。

表(2-3)に示すように、この地域的差の傾向は、部落への婦人の意志の反映にも同様に現われている。

表(2-1) 農家主婦の農業従事形態

兼業農家	主婦農外就労しながら農業従事	主婦恒常的農外就労
		主婦農閑期農外就労
専業農家	主婦農業専従	主婦のみ農業従事
		夫、家族補助労働 夫 婦 農 業 専 従 夫、農閑期農外就労
兼業農家	夫婦、家族農業専従	高齢者零細農業
		大規模農業化
	主婦補助的農業労働 夫 農 業 専 従	

表(2-2) 経営方針の決定

		自分が決める	夫と相談して決める	親と相談して決める	夫が決める	親が決める	無記入	計
兼業農家	全 国	10.0	63.4	10.4	11.8	4.1	0.3	100.0
	都市近郊	12.0	56.6	10.5	14.8	5.4	0.7	100.0
	東 北	14.3	57.9	12.2	12.7	2.9	—	100.0
	九 州	10.6	69.6	9.1	8.1	2.6		100.0
自立経営志向農家	全 国	2.6	54.0	7.8	31.6	3.3	0.6	100.0
	北 海 道	1.0	62.6	13.1	22.2	—	1.0	100.0
	東 北	2.6	53.3	8.1	29.3	5.7	0.9	100.0
	関 東	1.4	51.5	7.5	35.8	2.6	1.0	100.0
	東 海 州	2.3	50.5	10.3	31.7	4.4	0.8	100.0
	九 州	1.2	58.6	6.6	30.7	2.1	0.8	100.0

「自立経営志向農家」全国農業会議所「自立経営志向農家の婦人の意向に関する調査結果」1978年3月より
「兼業農家」全国農業会議所「兼業農家における婦人農業専従者の意向に関する調査結果」1974年3月より

表(2-3) 部落の会合や寄り合いなどへの出席兼業農家婦人

		主に自分が出る	時々自分が出る	殆ど自分が出ない	無記入	計
全 国		18.2	44.3	29.2	8.3	100.0
大都市近郊		12.9	36.6	39.5	11.0	100.0
東 北		21.5	50.5	25.1	2.9	100.0
九 州		32.5	44.0	14.9	8.6	100.0

全国農業会議所「兼業農業専従者の意向に関する調査結果」昭和48年度

大都市近郊農業地帯ほど、部落の会合へ、「ほとんど自分が出ない」39.5%と比率を高くしている。

農業経営の意志決定で「夫と相談して決める」63.4%と最も高くなっているが、表(2-4)に示すように、農家主婦の農業経営で困っていることの多くは、「農業機械の操作」「栽培飼養の技術」という技能習得、科学知識の主体的取得の問題であり、単なる夫との相談のみによって解決されるものでない。

また、「臨時雇の確保」(14.3%)の問題も悩みの中で大きな比率を占めていることは、農業の労働力不足を現わしている。

表(2-4) 農業経営で困っていること

		農業機械の操作	栽培飼養の技術	経営資金の調達	臨時雇の確保	その他無記入	困っていることはない	計
全 国		13.8	12.6	3.9	14.3	14.5	40.9	100.0

全国農業会議所「兼業農業専従者の意向に関する調査結果」昭和48年度より

このような中で、農家主婦の労働負担も重なっていくことはいうまでもない。

表(2-5)に示すように、兼業農家の農業専従主婦の家庭生活でこまっていることは、「自由な時

間がない」10.3%「過労・病弱のため病気がち」6.6%と労働負担からくる問題を出している。

このような中で、「夫が農業を手伝わない」5.2%と出ていることは、自家の農業を主婦のみで必死に支えていることを端的に示している。

一方、兼業農家主婦にとって、家事・育児と農業労働の両立は、農業労働の負担過重の中できわめて困難になっている。

「家事が十分できない」10.4%、「子供の面倒がみれない」6.7%とその悩みを兼業農家主婦は、表わしている。

つまり、そこでの実際の農業労働は、主婦によって担われているが、家事・育児の負担も重なって、自由に経営・技術の習得ができる時間が、制約されているのである。

表(2-5) 家庭生活で困っていること

夫が出か せぎに出 て相談で きない	夫が農業 を手伝わ ない	家事が十 分できな い	子供の面 倒が十分 見られな い	夫の収入 が不安定	過労・病 弱のため 病気がち	自由な時 間がない	自由に 出きる金 がない	その他 無記入	困ってい ることは ない	計
2.2	5.2	10.4	6.7	4.8	6.6	10.3	3.5	12.2	38.1	100.0

全国農業会議所「兼業農家における婦人農業専従者の意向に関する調査結果」昭和48年度より

1978年全国農業会議所調の自立経営志向農家婦人の「農業経営の方針」参加状況は、前記の表(2-2)に示したように、「夫が決める」31.6%「自分が決める」2.6%と夫の意志決定の率が兼業農家に比べて、きわめて高くなっている。

地域的にも関東・東海の大都市近郊の農業地帯がその率を高くしている。

これらのことは、家族的小農経営の基盤の強弱によって、農家婦人の経営の意志決定の度合が表われることを示している。

つまり、兼業化による家族的小農経営の分解が、「夫の経営方針」の決定権を弱めているのである。

農業経営について「夫婦相談してきめる」ということは、兼業農家63.4%、自立経営農家54.0%と過半数をそれぞれ越しているが、その夫婦で相談して決めるということが、実質的な対等平等になっているか大きな疑問である。

農家主婦の農業労働の過重負担とさらに加えて家事・育児は、自由な時間を制約している。

農業経営の近代化、機械化は、新しい科学・技術の知識・技能習得が要求されていくが、それには、自由に学ぶだけの時間と施設が物的に保障されていなければならない。

美土路達雄氏は、夫婦の相談について対等平等になるための必要条件として次のようなことをあげている。

「対等の相談がおこなわれるためには、手労働の段階と異なって、新しい科学・技術の知識なり技能がたえず学習体験されねばならぬ。ところが、現状においては、農家主婦の技能習得の媒体は大部分が家族(とりわけ夫)で、しかも出産・育児期にはそれが大きく阻げられる。……

こうしたことは、一方における婦人むけの諸技術講習会と、他方における産院、保育所等の社会資本、つまり生活面における社会化なしには、農民労働の民主的編成が困難なことを物語るだろう。」注（20）

農家婦人の学習権の保障と生活面における社会化は、家族的小農経営の中での貧困化によって、その要求が必然化され、農業生産、土地所有の社会化とともに、家父長制的な家族関係を根底から崩壊させるための基礎になる。

農家婦人の農業労働の役割が量的に増大したからといって即座に農家の家族関係の対等平等が成立するものでは決してない。

また、家族関係の対等平等は、主観的意識の克服が根底的なものではないのである。

ところで、自立経営志向農家の婦人は、労働過重の状況にもかかわらず、経営の拡大意欲を強く持っている。

前記の自立経営志向農家の調査によれば、表（2-6）に示すように、「規模拡大をしたい」33.9%となっており、40才未満層は、40%を越えているのである。一方「兼業に出るようにしたい」5.1%、「農業をやめたい」1.8%と脱農化の意識は、きわめて少ない。

この経営規模拡大要求は、農家の階層性に規定されている。いうまでもなく、経営規模が大きくなれば、その要求は、強く表われている。

5ヘクタール以上では、過半数以上の農家婦人が拡大を要求しているのである。

一方、表（2-7）に示すように、兼業農家婦人は、「現在のまま」72.2%、「縮小」8.5%、「やめたい」4.4%とけっして脱農化の方向ではなく、農業経営維持の要求も強くもっている。

表（2-6） 農家婦人の自家農業の将来についての考え

	規模を拡大したい	今のまゝでいきたい	兼業に出るようにしたい	農業をやめたい	わからない	考えた事がない	その他	無記入	合計
29才以下	44.3	35.3	4.3	0.8	6.4	7.4	1.0	0.6	100.0
30～39	40.1	41.6	5.5	1.7	5.7	2.7	1.8	0.9	100.0
40～49	34.5	48.9	4.5	1.7	6.6	1.6	0.7	1.4	100.0
50～59	22.3	56.7	5.5	2.4	7.5	3.0	1.5	1.2	100.0
60才～	9.4	61.5	9.4	4.3	10.3	2.6	0.9	1.7	100.0
総計	33.9	47.3	5.1	1.8	6.6	2.9	1.2	1.1	100.0

全国農業会議所「自立経営志向農家の婦人に関する調査」昭和52年度

表（2-7） 兼業農家の婦人の将来の農業経営の志向

	拡大	現在のまま	省力化	縮小	やめたい
全国	5.7	72.2	7.7	8.5	4.4

全国農業会議所「兼業農家における婦人農業専従者の意向に関する調査結果」昭和48年度

夫が農外就労に専業する中で、妻は、新規に自分の意志で農業経営をしていく事例は少ない。

次の引用は、昭和53年度鹿児島県婦人農業従事者セミナー生活体験文集からのものである。

「主人は、土木建設業を営んでいる弟の所でブルドーザーの運転手として働いています。

私は結婚するまで農業をあまりした事はありませんでしたが、子供が3人ともなると主人の収入だけでは月々たべてゆくだけで精いっぱいなので、父から貰った畑と弟から土地を借りて、さとうきびなどを作ることにしました。慣れない手で近所の人々の指導を受けながら、見よう見まねでなんとかやっていけるようになりました。おかげで今年は167tの収穫を得る事ができ、努力をすればやっていけるという自信はできたものの、まだまだ未熟なので勉強することがたくさんあります。」注(21)

しかし、農家婦人1人のみの農業は、健康問題をはじめ、様々な問題を生みだしている。

とくに、流産など耐えがたい苦しみが生じることも少なくない。

「私が今までに、1人で農業をしてきて、とても悲しく、この時ほど主人のいないことを恨んだことはありませんでした。それは、流産したことです。3人目が欲しいと思っていたので、楽しみにしていたのですが、シスト機で田んぼの消毒をしたことが原因でした。

そういうことは懸念はしたのですが、現実の問題として、私がやらなければ、やる人がいません。主人の休みの日を待っていれば作物がだめになります。」注(22)

農家主婦は、貧困化の中で農業の担い手として役割を重くしているが、そのことが、農家の主婦の社会的自覚を、いやおうなしに高めさせ、学習要求を生みだしている。

「私達農家にとって、大型機械の導入により、農作業は省力化されて、能率はあがるようになったのですが、そのための返済資金のやりくりで、頭をいためて、大事な一家の働き手である男手は、農外収入を求めて、出稼ぎ、日稼に、出なくてはならなくなりました。

農作物の代金は、農業機械やいろいろな品物代となって、たちまち消えゆく有様です。

これでは農家は何のために農業してゆくのか、わからない現代社会では、家庭生活はもとより、農業経営の問題等、いろいろな事まで、農家の主婦に課せられた、主婦の役割は重くなり、農家の主婦も強く生きなければ、農業経営はうまくゆかなくなりました。……

このように、たくさんある問題を少しでも解決するために、私達農家の主婦も、何かをやらなければいけないと考え、仲間5名とグループを結成し、問題解決を計ることにしました。」注(23)

表(2-8)に示すように農村の未婚女性の若妻のイメージは、「苦勞が多い」48.8%、「しきたりでたいへんだ」45.8%と否定的な面を強くあげている。

一方、「一緒に働けてよい」23.9%・「将来の生活が安定」31.3%、「嫁が大切にされる」39.7%、「年寄の援助がある」と積極的な面もあることも重要なことである。

この積極面は、農業従事者の未婚女性が最も高い率を示している。

家族的小農経営の夫婦協業と直系家族の二世帯同屋敷内の積極性を農村未婚女性は体験をつうじてあげている。

ここには、かつての農村の封建的な嫁問題はなくなっているが、しかし、新たな農民の貧困化に対する生活問題が重くのしかかっているのである。

表(2-8) 農家の若妻について

	合計	苦勞が多い	はりあいがある	一緒に働いてよい	将来の生活が安定	嫁が大切にされる	年寄の援助がある	しきたりやたいへんだ	発言権がない	生活が楽しめる	その他	無答
合計	1,417 265.6%	692 48.8	103 7.3	339 23.9	444 31.3	563 39.7	603 42.6	649 45.8	186 13.1	125 8.8	19 1.3	40 2.8
農家通勤	737 261.6	312 42.3	43 5.8	144 19.5	270 36.6	316 42.9	326 44.2	341 46.3	86 11.7	56 7.6	12 1.6	22 3.0
農業従事	136 322.8	63 46.3	24 17.6	76 55.9	37 27.2	68 50.0	80 58.8	59 43.4	16 11.8	13 9.6	3 2.2	0 —
工場勤務	544 256.6	317 58.3	36 6.6	119 21.9	137 25.2	179 32.9	197 36.2	249 45.8	84 15.4	56 10.3	4 0.7	18 3.3

「今日における女性の農村，農業観に関する調査結果報告書」昭和52年3月埼玉県社会経済総合調査会より

それは、農業経営危機、兼業化、機械化など、きわめて資本主義的な関係からの問題として農家の主婦に重くのしかかっているのである。

農村に残存する家父長制的な関係や農家婦人の従属的な家族関係の状況は、封建的遺制としてではなく、国家独占資本主義と小農的生産様式の矛盾の中で本質的に存在していることを忘れてはならない。

第三節 農村誘致工業と農家主婦労働者

(1) 農村誘致工場問題の位置

70年代以降の総合農政に対応した農村工業導入等の施策は、農家労働力を労働力市場へ根こそぎ動員するものであった。

それは、低賃金構造の新たな創出としての資本の施策であった。

そして、この農村工業導入は、農家主婦の労働力をねらった進出であった。そこでは、無権利、低賃金の不安定労働力市場としての積極的利用である。

美土路達雄氏は、1960年後半の農家主婦の農外就労の増加を日本資本主義の産業構造の推移と、その立地配置から、次のように位置づけている。

「……いわゆる独占資本の復活強化のはじまった1950年代の後半から60年代前半にかけての、いわゆる高度経済成長期前半には、既成工業地域を中心とした重化学工業および建設、ガス電気水道等関連部門の集積が大幅に進み、1960年代後半からは、さらに機械、金属、化学工業等、主として労働集約部門の発展を中心にして、周辺内陸農村部への工場ないし下請工場の進出が、はじまった。農家主婦の農外動員は実はそうした高度経済成長期後半の資本の対応に規定されているのである。」

注(24)

「農村地域工業導入促進法」は、1971年に施行されたが、上記の美土路氏の指摘するごとく労働

集約部門を中心とする強蓄積が、その法の成立の背景であった。

ところで、その工業導入促進法施行の行政側の趣旨は、農家の中高年令層の就業改善や都市の工業地帯の過密問題対策などをあげている。

農林、労働の行政側の主旨は、次のように定めている。

「……農業にあっては、米の生産過剰等農産物の需給が問題となっている中において、中高年令層を多数かかえた就業構造の改善をはじめ農業構造の改善を図るとともに、農家所得の確保を図ることが重要となっている。

他方、工業にあっては、大都市周辺における過密等による生産効率の低下と労働力の確保難に対処し、新たな地域における立地基盤の確保が強く要請されている。」注(25)

農村工業の概念は、歴史的にみるならば、単純でない。

農村工業は、繊維工業などの資本主義の形成期マニファクチャ時代に農業から工業の分離としての存在から、戦前の日本の農村更生運動の工場地方分散化や、戦時経済体制での農工一体化、戦後50年代の農村工業振興対策などによって歴史的に問題にされてきた。

70年代の農村工業の特徴は、弱電メーカー機械部品工場などの労働集約型の婦人労働力を中心にして展開した。

そして、その存在形態は、上記以外広範に、食品加工工場や伝統的な地場産業部分から重化学工業部門まであり、多くの工場は、下請制のもとに何重ものヒエラルヒーの資本系列組織に拘束されている。

就労形態も常勤化の方向をもっていくが、労働条件、就労の不安定性は常勤化によって必ずしも解消されるものでなく、複雑である。

また、農業構造の地域的相異や各農家の経営状況によって、その労働力の存在形態も異なっている。

しかし、農業危機の中での農家労働力の労働力市場の動員であることは変わらない。

(2) 誘致工場と農業経営意欲

農村地域工業導入促進センターは、農林水産省の委託を受けて、「導入工業就業農家農業経営実態調査」を昭和53年度実施したが、この調査は、農工法以降、行政側の立場から行う導入企業の農業従事者の本格的実態調査である。(回収市町村277・回収者5911)

この調査によれば、勤労形態は、91.6%まで常勤となっている。

また、現在の工場以前の就労形態は、臨時日雇い、出稼ぎの比率が、3割近くを占めている。この事実をもって、調査報告書は、「現在の工場は、殆ど全てが、常勤であることを考え合わせると、現在の工場に勤める以前は臨時日雇い出稼ぎ等、不安定就業していたものが、安定化したという面を指摘することが、出きる」注(26)としている。

農業経営との関連で、短期的な就労と恒常的な就労が問題になるため、短期的就労から恒常的就

労の移行は、即座に不安定就労から安定就労とはいえない。

農村工業の導入によって、必ずしも、出稼ぎ送出地帯が通勤兼業地帯に変わったとはいえない事例は多い。

そこでは、農家婦人の通勤兼業化であり、一家総兼業化の進行がみられている。

それは、農民層の下降分解化の過程の中に出稼ぎ、日雇いが位置しているのであり、単に労働力市場との関係だけでない。

また、出稼ぎ、日雇いも、受窮貧農層に隣接する専門的な層と農閑期の副業的な層と、その性格は、明らかに異なる。

この調査報告では、農村工業導入以前と以後の農業経営については、表（2-9）のように、経営に関与しなかった人の2割以上が、相談にあずかるように、農業経営の関与を高めている。

表（2-9） 現在の工場への就業前と就業後（現在）の農業経営へのかかわりの変化 百分率

就業前	就業後 (現在)	計 ()内現在構成比	自身を中心とな って方針などを 決めていた	相談にはあずか っていたが中心 ではなかった	経営について関 与しなかった	無 回 答
計		100.0 (100.0)	28.3	41.6	27.7	2.5
自身を中心とな って方針などを 決めていた		100.0 (26.6)	84.9	12.3	1.7	1.0
相談にはあずか っていたが中心 ではなかった		100.0 (36.8)	9.7	83.8	5.0	1.5
経営について関 与しなかった		100.0 (33.6)	4.0	20.3	74.4	1.2
無 回 答		100.0 (3.1)	25.3	21.3	12.9	40.4

農村地域工業導入促進センター「農村地域工業導入就業農家 農業経営実態等調査報告書」昭和54年3月より

導入工業による常雇化は、農業と必ずしも、各農業従事者が、切れていくことでないことを示している。

ところで、農作業従事は、「日曜などの休日のみか」との問いに、68.7%の人が、“はい”と答えている。

そして、「農作業のために会社を休むことがあるか」の問いにも57.0%の人が、肯定している。

誘致工業の従事により、農業経営について変化のあったものは、11.9%であるが、その内訳は、表（2-10）に示すように、労働力不足により、減産、生産中止が最も多い。

そして、経営委託（10.9%）、農作業の臨時雇い（18.6%）などの農業労働力不足の対策が出ている。

しかし、一方、表（2-11）に示すように、農業経営意欲については、縮小志向よりも、拡大志向が多く表われている。

このことは、けっして誘致工場の通勤によって、農業経営を後退させることを意味しないことである。

表(2-10) 誘致工場通勤による経営作目の変化(複数回答含む) 百分率

計	変 動				理 由							
	新 規 導 入	増 産	減 産	生 産 中 止	労力が 不 足	省力耕 作可能	省力耕 作むづ かしい	割にあ わない	収益性 高 い	みんな がやっ ている	県役場 農協指 導	その他
100.0	16.7	22.2	37.5	32.2	38.6	5.9	4.1	20.0	14.3	3.6	10.7	8.6

農村地域工業導入促進センター「農村地域工業導入就業農家農業経営実態等調査報告書」昭和54年3月より

誘致企業の導入により、農家のやとわれ兼業は、常勤の通勤労働者の形態を帯びていくが、農家全体の性格からみれば、それらのやとわれ兼業層は、土地持ち労働者の性格の傾向を強めているのでは、決してない。

それらの農家にとって、農地は、財産的保有というだけでなく、農業経営の生産手段という意味をもっているのである。

表(2-11) 誘致工場通勤者の農業経営志向 百分率(無回答除く)

縮少志向	拡大志向	現状維持	計
10.5	15.9	68.9	100.0

農村地域工業導入促進センター「農村地域工業導入就業農家農業経営実態等調査報告書」昭和54年3月より

(3) 誘致工場による常雇化の性格と農家主婦労働者の闘い

ところで、農村の誘致工場による常雇化は、決して安定就業でないことは、不況の中での農村工業の閉鎖、首切り、合理化などで示されている。

婦団連の75年の婦人白書では、この問題について次のように、のべている。

「最近の「不況」のなかで、これら農村婦人の働いていた農村工場は、つぎつぎと閉鎖され、婦人たちは、職をうばわれています。

農村の安い労働力めあてに、進出したこれらの企業は、大企業の下請あるいは系列下にあるものが多く、「不況」のもとでは、まっ先に閉鎖されています。

長野県だけでも、農村工場などで首切られた労働者は74年10月末で5200人にのぼり、その多くが婦人を中心とした賃労働兼業農民といわれます。」注(27)

農村誘致工場での農家主婦労働者の首切りは、労働者の権利の階級的自覚を生み出す可能性を作り出した。

新潟県柏崎市の日精電機北条工場(75年1月)や新潟県村上市の桂新電機(78年11月)の白紙撤回実現などの典型にみられるとおり農村労働組合に結集して、農家主婦労働者は、闘っている。

ここには、農村の閉鎖性、保守性を克服していく物質的基盤がみられるのであり、単なる家長長制からの市民的権利の獲得ということだけでなく、労働者的な階級的自覚による連帯意識の向上がみられるのである。

まさに、「むら」は閉鎖的まとまりから階級的な連帯へと解雇白紙撤回闘争などで変わりつつあるのである。

（4）遠隔地 農村誘致工業と農家主婦労働者

——鹿児島県の事例を中心にして——

ところで、既成工業地帯の周辺部でなく、遠隔地の農村地域においても、誘致工業の実施計画は、農工法に基づいて作成されている。

しかし、そこでの実施状況は、農工法の意図したとおり進まず、様々な矛盾を生みだしている。

例えば、鹿児島県、青森県の場合のように、出稼送出地域では、出稼解消対策として、農村工業導入は、行政側の出稼ぎ対策の目玉として期待をかけられたが、実際は、出稼ぎ者からの誘致工業への転職がきわめて少ない。

表（2-12）に示すように、鹿県の場合、昭和54年3月現在、県の農地課の調べによれば、誘致工業の従業員のうち、出稼ぎ者からの転出は、わずか6名にすぎない。

表（2-12） 鹿児島県主な市町村の農村誘致工場の従業員状況 昭和54年3月現在

	全 従 業 員			農業従事者数	今までの新規学卒者数	出稼ぎからの雇用者数	中途採用者数	都市からの還流者の雇用者数	全従業員のうち年齢別婦人従業員数			
	常用	臨時	パートタイム						25才未満	25～44	45～54	55～
宮之城町	257	—	—	190	92	4	98	36	57	24	2	—
始良町	121	—	—	64	—	—	64	3	6	50	21	15
大隅町	386	51	—	433	3	—	430	1	7	166	135	13
高尾野町	100	—	105	131	1	—	130	—	12	86	42	1
国分市	403	62	—	245	119	—	126	146	278	81	12	6
栗野町	331	—	—	187	88	2	99	58	145	25	30	5
鹿県計	1711	143	121	1321	321	6	1,000	274	552	464	246	41

県農地課農村地域工業導入係調

多くは、既存の地域の中小零細企業からのより増しな賃金、労働条件への転職である。

しかし、部分的であるとはいえ、農村の市街都市の役割を果しているところでの誘致工業に、都市からの若者のUターン層と新規学卒者の雇用が生まれていることは、重要である。

鹿県においても、例外なく、誘致工業の雇用は、婦人労働力を中心にしている。

その労働力の需要は、25才未満の若年婦人労働力と中年層の農家主婦層と二つの類型に分けられるが、前者（国分市、栗野町等）は、弱電、機械部品工場であり、後者（大隅町・高尾野町等）は、食料品加工、繊維工場となっている。

誘致工場で働く労働者は、同時に、農業従事を多くのものが兼ねているが、とくに、中年の農家主婦層の農業従事率は、きわめて高い。

つまり、これらの層は、農業従事と通勤兼業と二つの仕事を同時に行なっているのである。

農村工業の導入によって、「離農転職の円滑化」ということは、現実に進行していない。

このことは、農工法でいう、工業導入と相まったの「農業構造の改善」=大型機械化一貫体系化等の施策との関連で問題があるのでなく、通勤兼業農民の農業経営維持志向の強さからくるものである。

ところで、「農村地域工業導入の事業」において、最も大きな問題点は、農地等の工場地の造成転用にもかかわらず、実施計画通りに、多くは、進行していないということである。鹿県の場合、実施計画面積 224.0 ha のうち企業立地（立地予定含む）は、わずか 70.0 ha と全体の31.3%（昭和54年3月）しか実施していないということである。

雇用期待従業員数も全体の計画の9.9%（昭和54年3月）しか雇われていない状況である。

実際に農村誘致工業が操業している市町村は県の認可市町村の22のうち、9市町村にすぎない。（昭和54年3月現在）

多くの農地をつぶしての工業団地の造成は、農民の農業生産意欲のある現状の中で困難につきあたらざるをえない。

しかし、現実の農民の不安定就労は、安定就労の要望を根強くもっていることは、否定することはできない。農工法は、安定就労と農業構造改善の幻想をあたえることによってこそ農地の工業団地の転用を可能にしたのである。

ところが、誘致企業がきわめてわずかしか導入されず、土地が荒廃しているということは、農民の意識の中に、工業団地造成と土地問題の矛盾を露呈させている。

農村工業導入の施策は、零細兼業農家の離農を容易にして、農地の流動化を促進して、自立経営志向農家の規模を拡大しようとするものであった。

従って、各市町村の「農村地域工業導入実施計画書」には、導入工業と農業構造の改善がもりこまれているのである。

農業構造改善の基本的方向について、鹿児島県の各市町村とも、次のような趣意書を作っている。

「志向別農家育成については、本市（町）がすすめている農家総合指導推進活動の成果をふまえ、高能率自立経営志向、安定兼業志向、離島志向の三分類に従って、農業構造改善事業をはじめ、畑作総合土地改良事業等、大型プロジェクトとしての事業と併行して経営規模の拡大を積極的にすすめるための各種事業を実施する。

安定兼業、離農志向農家については、農村工業導入を契機として適正な職業紹介を関係機関の協力を得て実施し、就業構造の改善、農地保有の合理化をすすめる。」注（28）

そして、具体的に工業導入に相まって、農家戸数、農家人口、農業就業人口の減少の目標をたてている。

さらに、農業経営の計画では、機械化一貫体系土地基盤整備、近代化施設等の営農類型をたてている。

零細な農業経営の農家は、いうまでもなく農外就労を要求させられ、地域的に安定した労働力市場としての農村工業の振興を強く要求することはいうまでもない。

農村地域工業導入法による誘致工業の計画のないところにおいても農村工業をはじめとする地域の産業振興は、兼業農家層の期待するところである。

しかし、その要求が、決して離農という方向に進んでいくのではなく、農業経営を維持しながらの通勤兼業ということなのである。

このことを理解しないところの離農促進と農村誘致工業の施策は、破綻せざるをえない。

この施策は、不況という条件も加わり二重の破綻でもあった。

第四節 過疎化における農家の生活形態と婦人の役割

——鹿児島県川辺郡笠沙町の事例を中心に——

(1) 鹿児島県の農民層下降分解の特徴と笠沙町の位置

雑誌「経済」は、75年農業センサスを集団作業で分析し、その結果を公表している。

その中で、日本農業の地域性を扱っている頃では、限界地域として鹿児島県の下降分解の特徴を次のようにふれている。

「農家数の減少がもっとも激しく現われたのは、一つは東京、神奈川、大阪の大都市地域であり、二つには北海道、高知、長崎、鹿児島のわが国の北端と西南端の限界地域においてである。

……これらの県は、他の地域が農家数を減じつつも第二種兼業を大きくふやしているのとは異なり、第二種兼業農家の増加は、わずかであり、とくに70年代ではその数を減じ、農家が第二種兼業へと分解下降し滞留する以上に、離農が激しかった。」注(29)

梶井 功氏は、65年農業センサスの分析をつうじて鹿児島県農業論を経営主体の問題とからませながら、次のように述べている。

「……都府県でのこの第二種農家は、安定的賃労働を生活の支えとする土地持ち労働者の二種農家が主体なのであって、鹿児島のそれとはいちぢるしく性格を異にするといわなければならない。鹿児島のばあい、第二種農家の構成比の高さは、停滞的過剰人口そのものを意味する農家の滞留がそれを規定しているのである。

農業従事者構成における老令者への傾斜の高さも、この県のばあい、この「無業」の第二種農家の高率存在とあわせて理解されなければならない。……こうした経営主体の弱さによってきたる歴史的条件がどこにあり、今日それを規定している社会経済的条件はなにかが問わなければならない」注(30)

梶井氏は、農業生産力発展の阻害要因として、若年労働力不足、老人農家の滞留を問題にし、経営者能力の問題指摘を次のようにのべている。

「経営主体の性格、さらには経営者能力の問題は従来注目されることが少なかった。しかし、過剰のなかで不足を問題にしなければならない今日、とくにその問題は重要性をもつとしていいであろう。」注(31)

表(2-13)の示すように、鹿児島県は、全国に比して離農率の高いことが1つの特徴となってい

るが、75年以降不況の影響によって、第1種を中心に兼業農家が著しく減少し、専業農家率を大きく高めている。

ところが、「販売なしの農家」は、1978年現在21.9%を占め、60才以上の農業従事者の構成も24.6%と高率を示している。

75年の農業センサスにおいて、専業農家のうち0.5ha未満は、47%になっている。つまり、専業農家の半数近くが零細農家になっているのである。

表(2-13) 専兼別農家数の推移(全国と鹿児島県の対比)

専業別 年 度	離 農 率		専 業 別 構 成 比						鹿児島の販売なし農家構成比
			専 業		第 1 種 兼 業		第 2 種 兼 業		
	全 国	鹿 県	全 国	鹿 県	全 国	鹿 県	全 国	鹿 県	
1960	100.0	100.0	34.3	47.3	33.7	27.7	32.0	25.0	—
1965	93.5	90.5	21.5	33.7	36.7	30.4	41.8	35.9	10.5
1970	88.2	82.7	15.6	27.2	33.7	27.8	50.7	45.0	10.5
1975	81.2	71.1	12.4	24.9	25.4	23.8	62.2	51.3	18.3
1978	79.0	66.1	12.9	28.2	18.5	13.9	68.6	57.9	21.9

1960年～1975年 農業センサスより 1978年 農業調査より

表(2-14)に示すように、150日以上の農業専従者なしの77.2%が0.5ha未満である。

また、専従者なし農家は、全農家の49.6%と半数近くを占めているのである。

さらに、専従者女子だけは、全農家の18.2%を占めている。

表(2-14) 農業就業状態別農家数(1975年鹿児島県) 百分率

就業状態別 経営規模 (単位ha)	総農家数	専 従 者 な し					専 従 者 女 子 だ け			男 子 専 従 者 1 人				男 子 専 従 者 2 人 以 上
		計	補助者 もなし	補助者 女子だけ	補助者 男がいる	計	補助者 男なし	補助者 男あり	計	補助者 男なし	補助者 男あり	女専従者 1人以上		
規 模 別 構 成 比	0~0.5	52.9	77.2	88.6	79.7	59.6	46.0	55.2	32.5	20.4	36.2	19.7	14.4	5.6
	0.5~1.0	2.7	18.3	9.6	17.1	31.1	37.7	33.5	43.8	35.7	38.6	38.0	34.6	18.4
	1.0~2.0	16.5	4.2	1.6	3.0	8.7	14.9	10.5	21.4	35.6	21.8	34.0	40.9	44.1
	2.0~3.0	2.8	0.2	0.1	0.1	0.5	1.2	0.7	2.0	6.6	2.7	6.2	8.1	21.4
	3.0~	0.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	1.7	0.7	2.1	2.0	10.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就 業 状 態 別 構 成 比	0~0.5	100.0	72.5	36.5	18.1	17.9	15.8	11.3	4.5	11.4	5.5	0.2	5.7	0.3
	0.5~1.0	100.0	33.6	7.7	7.6	18.3	25.3	13.4	11.9	39.4	11.5	0.9	27.0	1.7
	1.0~2.0	100.0	12.6	2.1	2.2	8.3	16.5	6.9	9.6	64.3	10.6	1.3	52.4	6.6
	2.0~3.0	100.0	4.4	1.1	0.6	2.7	7.8	2.6	5.2	69.1	7.5	1.4	60.2	18.7
	3.0~	100.0	4.3	0.9	0.5	2.9	3.6	1.1	2.5	60.6	7.0	1.6	52.0	31.5
	計	100.0	49.6	21.8	12.0	15.8	18.2	10.8	7.4	29.7	8.0	0.6	21.1	2.5

1975年農業センサスより加工

男子専従者がいる農家は、全体の3割程であり、2人以上の男子専従者のいる農家は、わずか25%にすぎない。

男子専従者の農家を経営規模別からみるならば、0.5 ha 層未満は、相対的に比率が低く、その中で、女子専従者1人以上の労働力を有する農家の経営規模層は、1 ha から 2 ha までが最も多く、40.9%を占めている。3 ha 以上の農家では、男子専従者2人以上を有する層が最も多く、経営規模と家族農業労働力構成は、比例していることがいえる。

しかし、それは、家族的労働力の枠内を決して越えるものでないことはいうまでもない。

つまり、3 ha 以上層でも専従者1人と女子専従者1人以上が、この経営規模の52.8%を占め、最も多い比率になっている。

1 ha 以上の農家の農業労働力は、男子専従者1人、女子専従者1名以上が最も多い型になっている。

1978年の「農業調査」によれば、「家事・育児が主」になっている農家主婦は、鹿児島県の場合、わずかに2.1%にすぎない。

つまり、農家主婦が、夫の農業専従の補助的役割を果たしている形態は、きわめて少ないのである。農家主婦は、家事・育児と農業労働と二重の負担を持って生活しているのが現実である。

とくに、鹿児島の農業は、高齢者農業とともに、主婦農業の割合も高く、この労働負担の傾向は、強く働いているのである。

主婦農業、高齢者農業の位置を、具体的な地域に入って問題にするため、過疎化の進行する川辺郡笠沙町を選んだ。

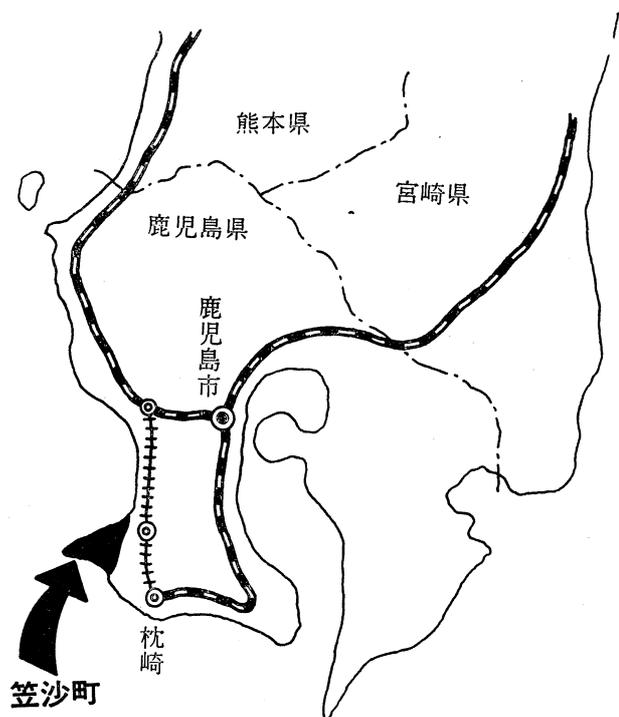
笠沙町は、図表(2-1)に示すように、薩摩半島の西南端に位置しており、北西に突き出た半島で、リアス式海岸が連なっている。

丘陵起伏にて、耕地も少なく、多くは、棚田と段々畑になっている。また、農業専業地帯として大浦干拓が存在している。

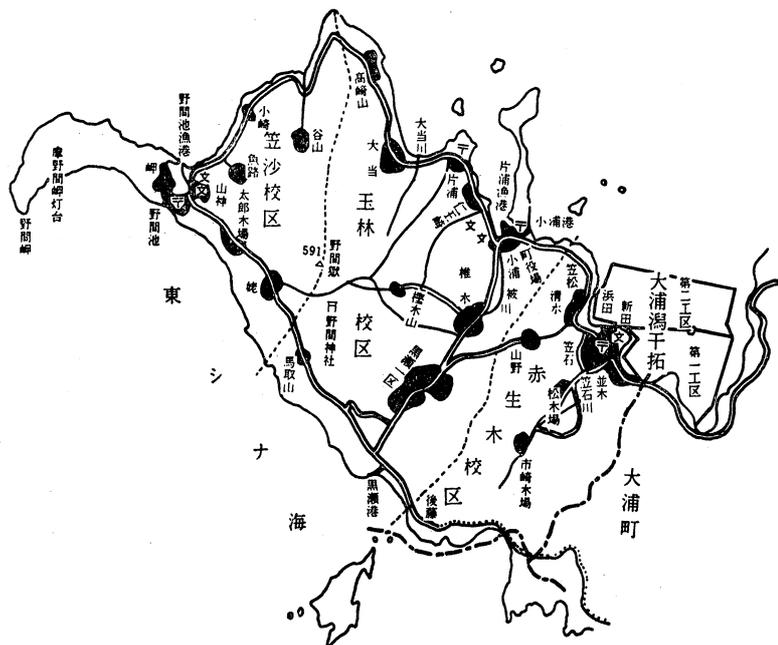
笠沙町は、表(2-15)に示すように、農家戸数は1965年から1975年までの10年間に、43.6%、農業従事者も51.8%に激減している。農家戸数の減少は、兼業農家が多く、中でも第1種兼業農家の減少は、著しい。

ところが、専業農家の減少率は、10年間に16.8%でそれほどでもない。

表(2-16)に示すように、笠沙町の農業は、150日以上農業労働を行う「専従者はなし



図表(2-1) 笠沙町の地理的位置



図表 (2) 笠沙町の部落配置図

表 (2-15) 笠沙町の農家就業状態の推移

	総戸数	専 業 別 内 訳			農 家 人 口		農 業 就 業 者			主として農業従事			
		専 業	第1種	第2種	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1965	1767	268	339	1160	7817	3803	4014	5260	2486	2774	2543	541	2002
1970	1430	246	128	1056	5543	2623	2920	3945	1768	2147	1986	397	1589
1975	996	223	63	710	3439	1577	1862	2535	1122	1413	1159	229	930

農業センサスより

の形態」は47.7%を占めている。また「専従者は女子だけ」は、39.4%になっている。

ここでは、男子専従者がいる農家は、全体のわずか13%にすぎない。それも60才未満の男子専従者がいるのは、6.2%と高齢者の男子専従者の割合が高いことを示している。

笠沙町は、1965年から1975年の10年間に、29%の人口減少率を示しているが、その中でも農家人口の減少が中心を占めているのである。農業の高齢者化、婦人化の中で、急速に、過疎化が進行しているということである。

ところで、笠沙町の農業地帯は、大きく三つの類型に分けることができる。(半農半漁除く)
一つは、伝統的な出稼ぎ部落、二つは高齢者化の部落、三つは、大浦干拓の農業中心部落である。それでは、この三地帯の型として、黒瀬部落、松木場部落、並木、浜田部落を選んで問題にしていくことにする。

表 (2-16) 笠沙町農業就業状態別構成比 1975年度

専従者なし	専従者は女子だけ	男子専従者がいる			
		計	60才未満の男子専従者がいる	1人	2人以上
47.7	39.4	13.0	6.2	12.8	0.2

農業センサスより

この三部落について、1978年7月と1979年7月と二度にわたって「農家の生活・労働と教育問題」のテーマで、実態調査を行った。

調査は、鹿大教育学部教育学科社会調査実習の参加学生によるものである。

調査方法は、面接調査であり、世帯主と農家主婦を対象に行った。

黒瀬部落は、杜氏出稼ぎとそれ以外の出稼ぎとに分け、さらに、年令別に分けて抽出調査を行った。

松木場部落、並木、浜田部落は、全農家を対象とした調査である。

表(2-17)に示すように、笠沙町全体の家計費依存は、出稼ぎ収入、出稼ぎ以外の兼業収入と年金、子供の仕送りなどが生計の中心であり、農業収入は、補助的なものになっている。

黒瀬部落は、出稼ぎ収入が中心であるが、子供からの仕送り、年金収入、生活保護などの受給貧民層に接する層が、20.8%を占めている。農業は補助的収入がほとんどである。

松木場部落は、出稼ぎ以外の日雇いなどの兼業収入と年金、子どもの仕送りなどの生計をたてている。農業は、黒瀬と同様に補助的な収入になっている。

並木、浜田部落は、大浦干拓の入植部落であり、黒瀬部落からの入植者が数多く占めている。この部落は、農業収入が家計の中心を占めている。

表(2-17) 家計費依存

		農 業 入 収	出 稼 ぎ 以 外 兼 業 入 収	年 金 ・ 恩 給 扶 助	貯 金	子 供 の 仕 送 り	生 活 保 護	漁 業 入 収	財 産 出 売 却	出 稼 ぎ 入 収	そ の 他	合 計
笠沙町	1位	64	356	179	4	187	35	65	1	304	51	1246
	2位	507	111	253	4	102	1	15	1	20	31	1045
	3位	282	14	74	1	19	0	4	0	1	9	404
黒 瀬	1位	2	26	17	0	22	15	0	0	165	12	259
	2位	106	30	55	1	4	0	0	0	1	8	205
	3位	56	1	17	0	2	0	0	0	0	3	79
松木場	1位	6	14	6	0	3	1	0	1	8	0	39
	2位	20	4	8	0	3	0	0	0	1	0	36
	3位	10	0	5	0	0	0	0	0	0	0	15
並 木	1位	17	3	0	0	1	0	0	0	2	0	23
	2位	3	8	0	2	0	0	0	0	8	0	21
	3位	1	2	3	1	0	0	0	0	1	1	9
浜 田	1位	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	2位	0	2	0	0	0	0	0	0	4	2	8
	3位	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

1975年農家台帳集計

三部落の農家戸数、世帯員数の減少状況は、表(2-18)に示すように、松木場部落の減少率が最も高く、世帯員数は、半減している。

伝統的出稼ぎ地帯の黒瀬部落は、松木場に比して相対的に人口の減少率を低くしており、1965年

から1975年までの世帯員数の減少率は、28%である。

表(2-19)に示すように、三部落ともに農業労働の婦人の位置の占める率は高まっているが、中でも、伝統の出稼ぎ地帯の黒瀬部落が最も大きく、農業専従している男性の比率は、女性の30%にすぎない。男性の農業労働の関与は、60日未満の臨時的なものが多くなっている。

表(2-18) 農家戸数, 世帯員数の推移

	農 家 戸 数			農 家 世 帯 員 数		
	1965	1970	1975	1965	1970	1975
黒 瀬	326	311	285	1452	1266	1046
松 木 場	50	48	39	200	166	102
並 木	21	22	22	100	100	79
浜 田	—	—	10	—	—	42

農家台帳より集計

表(2-19) 男女別農業従事程度別世帯員数

	男				女			
	主	補	臨	計	主	補	臨	計
笠 沙 町	261	125	585	971	1088	190	89	1367
黒 瀬	73	32	157	262	246	50	17	313
松 木 場	17	3	12	32	37	6	1	44
並 木	15	5	5	25	21	3	2	26
浜 田	10	0	1	11	10	0	0	10

1975年農家台帳集計 主 150日以上農業労働, 補 160日以上150日未満農業労働, 臨 60日未満農業労働

並木, 浜田においても, 農業専従者の数は, 婦人の方が多くなっているが, 女性に対する男性の比率は, 80.6%と黒瀬部落に比べれば, 男性の農業労働の役割は大きくなっている。

表(2-20)に示すように, 「農業をやめたい」としている脱農志向は, きわめて少ない。

伝統出稼地帯の黒瀬部落は, 兼業中心志向が強く, 全体の79%がその志向を示している。

表(2-20) 農 家 志 向

	農業だけでやる	農業中心でやる	兼業中心でやる	農業をやめたい	計
笠 沙 町	145	198	754	85	1182
黒 瀬	21	16	189	13	239
松 木 場	4	11	22	2	39
並 木	1	8	13	0	22
浜 田	0	10	0	0	10

笠沙町農業委 1975年農家志向調査

高齢者化した松木場部落は、農業での生計志向と兼業中心に分れている。また、大浦干拓の入植部落の並木、浜田は、農業中心と兼業中心に分かれている。

1955年以降の入植農家の中で、兼業中心志向が強く出ている。このことは、入植における階層的格差とその後の階層分化によって、この傾向をみせているのである。

1970年以降の入植浜田は、水田 5 ha 以上による大型機械化一貫体系の農業経営形態を強いられた部落であり、農業専業志向のきわめて強いところである。

それでは、具体的に三つの部落の実態調査に即して農家婦人の地位と役割を問題にしていくことにする。

（2）杜氏部落＝黒瀬における婦人の位置

黒瀬は戦前からの焼酎杜氏部落であり、杜氏技術の地域的独占という性格から部落的結合の強いところである。

また、門割集団の名子寄合結合も強く、部落は6つの姓によってなっている。

部落の人口は、75年国勢調査によれば、1046人で、世帯は、285戸をもち、きわめて、大きな部落である。

本部落の家計費依存の多くは、出稼ぎ収入によって支えられており、「生活保護」「子供の仕送り」「年金」などの社会福祉的依存生活者が、20%の高率を占めている。

出稼ぎの職種は、酒造と土建業に大きく2分されている。

農家は、副業的、または、自給的であり、主たる従事者は、婦人によって担われている。

出稼ぎは、9月から3月までが、一般的であり、その期間、部落の生活は、婦人のみによって営まれているのである。

4月から8月までの期間夫は、農業従事する一方、短期間の土建日雇い、製茶工場などの出稼ぎに出ているものもある。

留守家族の主婦の中には、農業従事ばかりでなく、紬の農村工場、土建日雇いなどに出ている人も少なくない。

地元の土建業は、主婦労働力によって担われており、夏の期間、出稼ぎから帰宅した夫が、家に留守番役をして、妻が土建日雇、紬工場に出ている事例さえもある。

日雇いの道路工事などは、単純労働であるため、技術習得をそれほど必要としないが、紬の場合は、技術をもっていなければ仕事ができない。しかし、紬工場に指導員がおり、工場で仕事をしながら身につけていくということである。

われわれの調査した黒瀬部落の酒造出稼ぎ世帯56戸のうち主婦が農外就労しているのは、23戸であり、その農外就労の動機は、表(2-21)に示すように、「日常の生活費」が最も多い。

今後とも「農外就労を続ける」としているものが20名と圧倒的に多く、さらに、農外就労していない主婦も、7名が「農外就労をしたい」と答えている。

表(2-21) 出稼ぎ農家主婦の農外就労の動機(黒瀬部落)

日 常 の 生 活 費	11名	子 供 の 将 来 の 教 育 費	3名
育 児 時 間 の 減 少	4名	家の中のわずらわしさから解放されるため	2名
自分の自由な収入を得るため	3名	近所の人が就労しているから	1名
農業労働時間の減少	3名	老後の生活のための貯え	1名

1978年7月調査

そして、「したくない」と答えたもののうち、「農業で忙しい」と答えたものはわずか3名であり、他は「健康でない」、「体が不自由」、「高年齢」などをあげている。

表(2-22)に示すように、農外就労をしてよかったことを「いろいろ仲間ができた」12名、「家計補助」11名、「社会的視野の拡大」4名などをあげている。

表(2-22) 出稼ぎ農家主婦による農外就労の利点(黒瀬部落)

いろいろな仲間ができた	12名	家の中のわずらわしさからの解放	3名
家 計 補 助	11名	時間的余裕の利用	2名
社会的視野の拡大	4名	自分の能力の活用	1名

1978年7月調査

「和裁」「調理師」「紬」等の職業訓練の要望も強く、できるなら「技術・資格」をもって、家からあまり遠くないところで職場をみつけないとされている。

この要望は、農外就労によって困る問題として、「農作業に手がまわらない、人手不足」6名、「家事に手がまわらない、炊事不規則」5名などである。それらは、少しでも通勤距離を短かくして、その矛盾の解消をやわらげたいとするところからくるものである。

婦人の農外就労は、紬など年間を通しての場合と、土工・日雇のように、「夫の出稼ぎ期間中」の農外就労と二つの型に分かれる。

年間通しての主婦農外就労は、脱農化の方向への現われであり、夫の出稼ぎの長期化、および帰宅後夫の日雇化をとまなっており、農業経営それ自体の縮少につながっていく。

黒瀬部落は、焼酎の原料である良質の“かんしょ”の産地でもあったが、多くの出稼ぎ農家がその生産をやめたり、縮少したりしている。

しかし、部落全体として農業経営の意欲低下ということでは決してなく、若いUターン青年層を中心に、種鶏団地化の試みなどもみられる。

この団地化で若者達が最も困った問題は、土地の賃貸問題である。部落の土地問題は現在でも、公道を作ることを最も困難にしている。つまり、黒瀬部落は土地への執着がきわめて強く表われているのである。

主婦の農外就労が進み、家事労働なども十分できなくなっていくことは、いうまでもないことだが、しかし、当部落では、表(2-23)に示すように、インスタント食品の活用、既製の冷凍食品及

び缶詰などが、相対的に利用されておらず、自分で保存食などを作る割合がきわめて高いことに注目される。

さらに、料理について様々な努力をしていることである。講習会に参加することや新聞、テレビなどを利用して献立に工夫をこらしている。

表(2-23) 出稼ぎ農家主婦の料理について努力（黒瀬部落） 解答者55名

	よくやる	時々やる	あまりやらない	やらない	無 解答
1 新聞テレビを利用して献立を考える	3名	14名	8名	27名	3名
2 料理雑誌を見る	8	7	6	30	4
3 講習会に参加する	8	19	6	19	3
4 農繁期などに共同炊事で行う	—	1	1	48	5
5 インスタント食品を活用する	—	11	22	21	1
6 既製の冷凍食品、及び罐詰を利用する	—	13	17	23	2
7 冷凍を含めて、自分で保存食をつくる	29	9	6	10	1

1978年7月調査

そして、55名の解答者のうち、「インスタント食品を使わないようにしている」29名、「健康のことを考え、栄養のバランスを考えている」30名など、多くの出稼ぎ農家主婦は、栄養に気を使っている。

黒瀬では、多就業化が進み、農家の生活は、きわめて多忙になっている。しかし、そのことによって安易な家事労働の節約などを行わず、家族の健康と生活を考えていることは、戦前からの伝統的出稼ぎ地帯であるがゆえの生活の知恵であるのであり、米の生産調整を契機とした減反出稼ぎ農民と性格を異にしている。

そこでは、一つの社会規範、家族規範をもつての出稼ぎであり、子供の非行、父親の蒸発などの問題が生じていないのである。

黒瀬部落の子供の手伝い状況は、表(2-24)に示すように、家事、農作業など積極的にひきうけるのが多く、やらない子供は、きわめてわずかである。

表(2-24) 出稼ぎ農家の子供の手伝い状況（黒瀬部落） 解答者34名

	快よく引受ける	ぐずぐずながら引き受ける	引き受けない	無 回 答
買 い 物	71%	26%	3%	0%
料 理 の 手 伝 い	59	15	12	14
風呂のたきつけ・そうじ	59	3	12	26
夜 具 の 出 し 入 れ	76	9	9	6
農 作 業	68	12	6	14

1978年7月調査

母親は農外就労，父親は出稼ぎという中でも子供達は，自分の役割を自覚して家の手伝いをして
いるのである。

ここでは，料理の手伝い，家庭のそうじは女の子ということだけでなく，男女の区別なく子供達
は手伝っているのである。

農家主婦の病身や農外就労で家事が思うようにできない場合，夫や子供達だけで料理，洗たく，
買物などをやっている家庭も少くない。

子供達の手伝い状況がよいとはいえ，やはり，出稼ぎ農家主婦の日常的な精神的，肉体的負担は，
きわめて重くのしかかっているのである。

表(2-25)に示すように，出稼ぎ中の夫や息子の病気や怪我や農作業などから防犯・防災の悩み
などつきないのである。

出稼ぎ中の夫や息子の賭けごとや女性関係などの素行についてや部落などのつきあいなど，それ
ほど大きな負担になっていない。このことは，夫のいない状況においても部落の人間関係において，
それほど大きな矛盾が生まれていないことを示している。

さらに，重要なことは，農協・役場などの交渉に負担をもっていないことである。このことは，
農家婦人の地域における社会的役割として大きな意味をもっているのである。

表(2-25) 出稼ぎ農家主婦の精神的・肉体的負担事項(黒瀬部落) 解答 農家主婦59名

	しばしばある		時々ある		全くない	
	冬	夏	冬	夏	冬	夏
1 農作業や農外就労など働くことについて	5	6	13	20	41	33
2 農協，役場の交渉	2	3	4	4	53	51
3 家事労働について	1	1	9	7	49	51
4 家計や家族の健康など家庭管理について	7	6	11	13	41	40
5 子供のしつけや教育について	5	5	9	11	45	43
6 家族の人間関係について	3	4	8	5	48	50
7 部落，近隣，親類などのつきあいについて	2	2	3	2	54	55
8 農繁期，農外就労など他人と一緒に働く人間関係について	0	0	4	3	55	56
9 出稼ぎ中の夫や息子の病気・怪我などについて	11	12	13	10	34	37
10 " " " の女性関係の素行について	1	1	0	0	58	58
11 防犯，防災など男手が必要なことについて	6	5	13	7	40	37

1978年7月調査

農家婦人にとって，精神的，肉体的負担になるのは，第一の問題として，農業，家事，防災など
の労働力不足による物理的負担が大きく，農家主婦の日常的な部落内の地位の低さによる問題は，
相対的に大きな位置を占めていないことである。

さらに，第二の問題として，農業経営，技術の諸能力の不十分さも農家主婦の負担になっている

ことも否めない。

表(2-26)は、農業経営上の決定者である。この中で、世帯主の妻が責任をもって決定している割合は、それぞれの作業内容によって異なることはいうまでもない。

農作業などの労働で精神的負担、肉体的負担をもつことで、農家主婦が自から経営、技術の諸能力を持ちえないことによる問題も多々ある。

「年間の作付計画」「施肥の計画」「資金調達」など農業経営方針の基本にかかわる部分において、農家婦人の意志決定は、高くなってきているが、しかし、まだ、半数以上の農家は、量的に農業労働の中心になっていない世帯主の意志が強く働いている。

また、「品種・種苗の選定」などの農業技術の高度なものを要求するものは、世帯主の責任になっている。

「日々の農作業の指図」「作物等の栽培管理」「肥料の購入」など継続的に日々の農業労働に直接かかわっている過程での意志決定は、農家婦人の役割が大きくなってきている。

そして、それらの作業過程は、農業機械の依存度も強まっているが、しかし、農機具の操作はするが、購入の多くは、世帯主になっている。

ここには、機械に対する婦人の一般的な知識の遅れがそのようにしているのである。

資金調達についても、農家婦人の意志は、反映されていないのである。

表(2-26) 出稼ぎ農家の農業経営上の決定者(黒瀬部落) 責任者○ 相談相手△ 代行者×

	世帯主			その妻			世帯主の父			母		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×	○	△	×
年間の作付計画	19	6	—	14	6	2	1	—	—	1	—	—
日々の農作業の指図	17	3	—	15	6	4	1	—	—	1	—	—
品種・種苗の選定	20	3	—	12	9	3	1	—	—	1	—	—
肥料の購入	11	8	—	17	5	3	2	—	—	1	1	—
施肥の計画	15	7	—	14	6	2	—	—	—	—	1	—
水管管理	22	2	—	8	7	1	2	—	—	1	1	—
作物等の栽培管理	14	5	—	17	3	3	—	—	—	—	—	—
農産物の販売	6	4	—	11	3	2	2	—	—	1	—	—
農機具の購入	26	1	—	3	11	1	1	—	—	1	—	—
税金の申告	11	5	—	15	8	3	1	—	—	2	—	—
資金調達	20	—	—	3	7	1	1	—	—	1	—	—

1978年7月調査

つまり、実際に農業労働の従事は、出稼ぎが長期化することによって、ますます量的にその中心になっていくが、基本的な農業経営・技術について、婦人は、きわめて十分にしか意志を反映しておらず、従属的な関係が存在するのである。

この従属的な関係は、農家婦人の経営、技術の諸能力の未熟性も大きな規定要因であることを忘れてはならない。

伝統的出稼ぎ世帯の黒瀬部落において、留守家族の世帯主的役割を果すのは、農家主婦であることはいまでもなく、その役割は、部落において慣習的に存在し、農家婦人の部落の地位も留守家族の責任者としての意味から一定の役割を果されていた。しかし、年間通して、その家族の基本的事項の決定は、世帯主が帰宅してからということで、農家婦人にその権限はなかったのである。

冬期間の出稼ぎが長期化、または、冬、夏の複数期間化することによって、留守家族の農業労働の量的に果たす役割は、益々大きくなっている。

しかし、依然として、農業経営、技術の基本的事項において、世帯主としての夫が大きな役割を果しているのである。

このことは、世帯主自身の農業離れの阻止の一定の役割を果しているが、農家婦人の地位を向上させていくうえでの問題にもなっているのである。

(3) 高齢者部落＝松木場における婦人の位置

松木場部落は、急激に農家戸数と農家世帯員が減少した地域であることは、すでにのべたとおりである。

表(2-27)は、年齢別の家計費依存状況である。この表より、60才以上の高齢者は、農業と日雇いなどの労働と年金などによって、生計を支えていることがわかる。

出稼ぎや常勤の建設労働や役場、農協などの仕事などは、60才未満となっている。

高齢者になれば農業収入の家計費の依存は高くなっているのである。

前記の黒瀬部落のように、「生活保護」「子供からの仕送り」などの率は高くなく、「子供からの仕送り」によって生計をしているものは、わずか1世帯である。ここでは、ほとんどの高齢者が自立して生計を営んでいるのである。

表(2-27) 年齢別家計費依存(松木場部落)

	子供と同 居	子供の仕 送り	農 業	農協・役 場	建設常勤	出稼ぎ	年金など 公的扶養	土建・農 業日雇	自営兼業	計
70～	—	1	1	—	—	—	4	2	—	8
65～69	1	—	3	—	—	—	1	1	—	6
60～64	1	—	4	—	—	1	—	2	—	8
55～59	—	—	1	1	1	2	—	—	3	8
55才未満	—	—	—	1	2	5	—	1	—	9
計	2	1	9	2	3	8	5	6	3	39

1979年7月調査

松木場部落の年齢別家族構成は、表(2-28)に示すように、二世代夫婦の同居の家族構成は、わ

ずか5戸にすぎない。それも60才以上の高齢者世帯においては、二世帯同居の家族は全く存在しないのである。

60才以上の高齢者世帯は、夫婦2人の家族構成が最も多く、60才以上世帯の全体の52.3%を占めている。また1人暮らしの高齢者世帯も、28.6%を占めており、決して軽視できない問題になっている。

表(2-28) 松木場部落年齢別家族数

	1	2	3	4	5	6	計
70才以上	2	5	0	0	0	0	7
60~	4	6	3	1	0	0	14
50~	0	6(1)	2	2(1)	1(1)	0	10(3)
40~	0	1	0	3(1)	2	1(1)	6(2)
計	6	18(1)	5	6(2)	3(1)	1(1)	37(5)

() 内は二世帯家族 1979年7月調査

過疎化の進行は、学卒者を中心にしての離村が大きな比重を占めており、学卒後の若年層の比率はきわめて少ないことは、いうまでもない。このことは、家族構成において、高年齢になれば、家族数の減少を意味している。

しかし、60才未満において、若い夫婦と同居している家族もみられることは、過疎化の中で注目すべきことである。これらは、若いUターン層を中心にして形成されている。

表(2-29)に示すように、松木場部落の年齢別農業従事は、高齢者世帯になれば、男性の農業従事の数が増大している。ところが、150日以上農業従事は、婦人の数を多くしている。

表(2-29) 松木場部落年齢別農業従事状況

	農 業 従 事		150日以上農業従事		計	
	男	女	男	女	男	女
70才~	6	3	1	1	7	4
60才~	9	9	2	5	11	14
50才~	7	10	2	7	9	17
40才~	7	10	4	9	11	19
計	29	32	9	22	38	54

1979年7月調査

60才以上の男性は、農業労働と同時に、日雇いなどに従事しており、高齢者世帯になっても農業労働の担い手は、婦人になっていることに変わりないのである。

高齢者世帯部落において、農業経営意欲をもつ層は、農家主婦を中心にして形成されている。

松木場部落において、「農業中心」の生計志向が一定の割合を占めていることは、高齢者世帯の

農業志向である。

農業経営の意志決定のしかたは、表(2-30)に示すとおりである。この表より、「経営方針」「農機具の購入」「資金の調達」「土地の貸借」「臨時雇用」など夫婦相談によって決定する役割が高くなっている。

また、それらの項目の中で、妻だけで決定する役割は、一定の比率を占めている。

「資金の調達」「土地の貸借」などの農業経営の基本的事項に関する問題において、妻の意志決定が夫と同等に位置している。さらに、「日々の農作業の指図」「臨時雇用」などの日常的な農業労働に関することは、妻の意志決定が大きく働いているのである。

また、「税金の申告」などの経営の数量的処理は、農家主婦によって担われているのである。ここには、明らかに農家主婦の農業経営、労働における意識決定が大きな役割を果たしていることがある。

表(2-30) 松木場部落の農経営の意志決定のしかた

	夫婦相談	家族全員	夫	妻	その他	計
経 営 方 針	58.6	3.5	27.6	10.3	—	100.0
日々の農作業の指図	27.6	—	31.0	41.4	—	100.0
農機具の購入	51.9	3.8	33.3	11.1	—	100.0
土地の貸借	47.1	5.9	23.5	23.5	—	100.0
税金の申告	22.2	—	33.3	44.4	—	100.0
資金の調達	45.0	5.0	25.0	25.0	—	100.0
臨時雇用	45.0	—	10.0	35.0	10.0	100.0
出 稼 ぎ	33.3	16.7	41.7	—	—	100.0

1979年7月調査

松木場における農業収入は、30万円未満以下が82.1%と大多数を占め、自給的農業の性格も強い。しかし、わずかばかりの農業収入でも、年金額がきわめて少額な中においては、重要な現金収入になっているのである。

(4) 並木・浜田干拓入植部落での婦人の位置

大浦干拓の入植は、第1次の昭和30年以降と第2次の昭和40年以降と二度にわたって行なわれたが、この第1次入植＝並木部落、第2次入植＝浜田部落と二つの部落が笠沙町において新たに形成されたのである。

表(2-31)に示すように、この2つの部落は、笠沙町の中において最も経営規模層の大きい農家層である。

とくに、第2次入植の浜田部落は、5町～7町ほどの水田をもつ大規模な稲作経営を行なっている。

表(2-31) 経営耕地別農家数

	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～2町	2町～3町	3町～5町	5町～7町	7町以上	計
笠沙町	1046	155	50	27	3	5	9	1	1,296
並木	3	1	2	10	2	3	1	—	22
浜田	—	—	—	—	—	1	8	1	10

1975年度農家台帳集計結果より

いうまでもなく、この二つの部落は、農業収入によって生活を支えている地域である。

第2次入植の浜田部落の世帯主の年齢構成は、農家台帳によれば、30才代1名、40才台6名、50才代3名と、40才代が中心をなしており、中堅層の年齢階層によって農業が支えられており、その農業生産意欲の向上も著しい。

われわれの調査によれば、農家生活不安の内容で、浜田部落の半数の農家が「将来の農業経営」をあげている。

松木場部落についての農家生活の不安は、「病気・事故・老後の生活」などであった。

もちろん、松木場部落においても、「将来の農業経営」を農家生活の不安にあげるものが、1/3近く解答していたが、それらの農家は、浜田部落のような大規模な農業経営での不安では決していない。

浜田部落での農家は、表(2-32)に示すように、農業粗収入1000万円近くあげる規模のものであり、1975年段階にすべての農家がトラクター、コンバイン、田植機など、導入し、稲作機械化一貫体系による農業経営になっている。

表(2-32) 浜田部落の農外就労状況と農業粗収入

	150日以上 農業従事者数	農外就労	農業粗収入	負債額
1	2	9月～3月 酒造出稼ぎ	1100万	不明
2	2	3月～8月 日雇い	827万6千	325万
3	2	9月～3月 酒造出稼ぎ	750万	300万
4	2	なし	800万	550万
5	2	9月～12月 酒造出稼ぎ	560万	150万
6	2	なし	400万	なし
7	2	なし	900万	180万
8	3	なし	960万	300万

1979年7月調査

これらの農家は、負債の返済のため、冬期間、出稼ぎ労働や地元の日雇などに出ているものも少くない。

並木部落でも同様な現象である。このことは、当然ながら農家主婦の負担が増大していくことはいうまでもない。

前記あげた表(2-19)より、すでに、並木部落において、基幹農業従事者は、婦人の方が多くなっている。

肥料の購入、農業の散布、除草などの農業労働において婦人の占める役割が高くなっている。つまり、夫婦2人の基幹労働力の農家においても、実際の農業労働の負担は、主婦の方が、大きくなっているのである。

田植機、コンバインなどの農業機械も主婦が操作する場合も少なくなく、コンバイン、バインダーなどによって、1週間以上の治療を要する事故を起している農家主婦の事例は、浜田部落で2件あった。多くの主婦は、農業機械操作の未熟などによって、「使うのが恐ろしい」と答えている。もちろん、世帯主についても、今まで2件を数えている。

ところが、表(2-33)に示すように、農業経営の意志決定は、田植、刈取りなどの基幹労働に男子が大きな比重を占めているということから、必ずしも農家主婦の位置づけは大きくない。

夫婦相談と夫のみによって意志決定するという比率がそれぞれ高い傾向がみられる。

夫のみによって意志決定する事項が高い比率は、「資金の調達」「農機具の購入」「日々の農作業の指図」である。

前記の松木場部落では、「夫のみ」の意志決定が高い項目になかったのと比べると、大規模農業経営における農家主婦の位置づけの相対的低さがうかがわれる。

表(2-33) 並木・浜田部落の農業経営の意志決定のしかた

		夫婦相談	家族全員	夫	妻	親	あとつぎ	その他	計
経営方針	並	41.2	23.5	11.8	11.8	5.9	5.9	—	100.0
	浜	57.1	—	42.9	—	—	—	—	100.0
日々の農作業の指図	並	18.8	12.5	31.3	25.0	6.3	6.3	—	100.0
	浜	28.6	—	57.1	14.3	—	13.3	—	100.0
農機具の購入	並	33.3	6.7	33.3	13.0	—	—	—	100.0
	浜	50.0	—	50.0	—	—	—	—	100.0
土地の借賃	並	45.0	—	36.4	9.1	—	9.1	—	100.0
	浜	60.0	—	40.0	—	—	—	—	100.0
税金の申告	並	6.3	—	50.0	31.3	—	12.5	—	100.0
	浜	14.3	—	42.9	42.9	—	—	—	100.0
資金の調達	並	26.7	13.0	40.0	6.7	6.7	6.7	—	100.0
	浜	—	—	71.4	28.6	—	—	—	100.0
臨時雇用	並	28.6	—	42.9	28.6	—	—	—	100.0
	浜	60.0	—	—	40.0	—	—	—	100.0
出稼ぎ	並	20.0	10.0	60.0	—	10.0	—	8.3	100.0
	浜	—	—	100.0	—	—	—	—	100.0

1979年7月調査

しかしながら「税金の申告」など農業経営の経理面で、農家主婦の意志の役割が大きな比重を占めてきていることは、注目することである。

つまり、大規模経営農家において負債の比重の高い中で、経営の近代化にとって、科学的に経理担当をできる能力はきわめて重要なことである。

資金調達と経理担当能力は、きわめて密接に結びついているのであり、税金の申告などの意志決定もこの中で位置づけられるものである。

大型機械化一貫体系の農業は、負債を不可欠とする農業経営であり、資金の調達は、経営の根幹にもなっていく。この資金の調達の決定において、夫の意志が大きな役割を果していることは、農家主婦の家族的農業経営における平等関係において大きな問題をもっているのである。

ここには、明らかに、従属的な農家主婦の位置があるのである。

- 注(1) 丸岡秀子「日本農業における婦人の地位」丸岡秀子・大島 清編「農村婦人」(現代婦人問題講座3巻) 亜紀書房, 56~57頁
- 注(2) 平野義太郎「日本資本主義社会の機構」岩波書店, 265頁
- 注(3) 玉城 肇「新版日本家族制度論」法律文化社, 140~142頁
- 注(4) 前掲147頁
- 注(5) 有地 享「明治民法と「家」の再編成」青山道夫他編「講座家族8巻」弘文堂書店, 51~52頁
- 注(6) 川島武宜「日本社会の家族構成」日本評論社, 5~6頁
- 注(7) 前掲12~19頁
- 注(8) 前掲24頁
- 注(9) 江守五夫「日本村落社会の構造」弘文堂書店, 78頁
- 注(10) 前掲82~83頁
- 注(11) 古川孝順「わが国における児童の権利生成」佐藤 進編「児童問題講座」ミネルヴァ, 56頁
- 注(12) マルクス「資本論」第一巻 大月書店, 637頁
- 注(13) 福武 直「日本の農村」福武直著作集第7巻 東大出版, 30~31頁
- 注(14) 前掲41頁
- 注(15) 前掲42頁
- 注(16) 梶井 功「小企業農の存在条件」東大出版, 17~18頁
- 注(17) 前掲197頁
- 注(18) 前掲201頁
- 注(19) 前掲208頁
- 注(20) 美土路達雄「農業婦人の労働・生活と要求」黒川俊雄他編「講座現代の婦人労働」3巻, 197頁
- 注(21) 鹿児島県農政部 昭和53年度婦人農業従事セミナー『生活体験文集』(徳之島会場), 19頁
- 注(22) 前掲昭和52年度(川内会場) 18頁
- 注(23) 前掲15頁
- 注(24) 美土路達雄「農家婦人の労働・生活と要求」黒川俊雄他編講座「現代の婦人労働」3巻, 186頁
- 注(25) 農林事務次官, 通商産業事務次官, 労働事務次官昭和46年11月8日通達「農村地域工業導入促進法の施行について」
- 注(26) 農村地域工業導入促進センター「農村地域工業導入就業農家経営実態等調査報告書」昭和54年3月
- 注(27) 日本婦人団体連合会「75年度婦人白書」, 110頁
- 注(28) 鹿児島阿久根市「農村地域工業導入実施計画書」, 12頁

注(29) 鈴木信夫「農業構造の変貌とその地域性」経済誌1978年2月号新日本出版, 193~194頁

注(30) 梶井 功「鹿児島県農業論」梶井 功編「限界地農業の展開」御茶の水, 51頁~52頁

注(31) 前掲53頁

(1979年10月15日 受理)